

厚生労働省岐阜労働局発表  
平成21年11月20日

担 当	職業安定部職業対策課
	課長 水谷賢二
	地方障害者雇用担当官 松岡 章
	電話 058 - 263 - 5563

## 平成21年6月1日現在の岐阜県における障害者の雇用状況について

民間企業の雇用率は1.69%で5年連続改善

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務付けている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、厚生労働大臣等に対して報告しなければならないこととされています。

岐阜労働局では、今般、平成21年6月1日現在の岐阜県における同報告を集計し、その結果を取りまとめました。

岐阜県における障害者の雇用状況については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 岐阜県の民間企業（障害者の雇用が義務付けられている算定基礎労働者数が56人以上規模）における障害者の雇用状況

##### （1）実雇用率等

雇用されている障害者の数（注）は、3,573.0人で、前年の3,665.0人に比べ2.5%（92人）減少した。

実雇用率は、1.69%（全国平均1.63%）で、前年より0.01ポイント上昇し、改善が進んだが、法定雇用率（1.8%）には達していない。

他の都道府県と比べると、岐阜局の順位は24位で、昨年より21位から下降した。

法定雇用率達成企業の割合は、53.8%で、前年の54.1%から0.3ポイント下回った。

項目	20年	21年	前年増減	全国(21年)
対象企業数	1,151社	1,094社	57社	72,328社
算定基礎労働者数	218,300人	210,797人	7,503人	20,441,198人
障害者数	3,665.0人	3,573.0人	92.0人	332,811.5人
実雇用率	1.68%	1.69%	0.01P	1.63%
達成企業の割合	54.1%	53.8%	0.3P	45.5%

### 雇用されている障害者数の内訳

種別	20年	21年	前年増減
身体障害	2,775人	2,683人	92人
知的障害	839人	814人	25人
精神障害	51.0人	76.0人	25.0人
合計	3,665.0人	3,573.0人	92.0人

(注)雇用されている障害者の数については、重度障害者(短時間労働者以外の身体障害者及び知的障害者)1人については2人に相当するものとして集計し、精神障害者である短時間労働者1人については0.5人に相当するものとされている。

### (2) 企業の規模別の状況

56人～99人及び1,000人以上を除き改善した。

1,000人以上規模を除き労働者数が減少し、全ての規模で企業数が減少した。

300人～499人及び1,000人以上規模で1.8%を上回った。

項目	20年	21年	前年増減	20年労働者数	21年労働者数	全国
56人～99人	1.64%	1.56%	0.08P	37,796 (516)	35,739 (488)	1.40%
100人～299人	1.52%	1.57%	0.05P	75,276 (496)	72,102 (475)	1.35%
300人～499人	1.76%	1.82%	0.06P	22,753 (67)	21,069 (62)	1.59%
500人～999人	1.68%	1.76%	0.08P	32,429 (49)	31,516 (47)	1.64%
1,000人以上	1.90%	1.87%	0.03P	50,046 (23)	50,371 (22)	1.83%

「労働者数」欄は算定基礎労働者数、( )は企業数、「全国」欄は平成21年の実雇用率

### (3) 企業の産業別の状況

「製造業」、「運輸業・郵便業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療・福祉」では、法定雇用率を上回っている。

「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」、「医療・福祉」、「サービス業」で雇用率達成企業の割合が高く、60%を上回った。

項目(主な産業)	実雇用率	全企業数	達成企業割合	全国(実雇用率)
建設業	1.59%	25	48.0% ( 12)	1.51%
製造業	1.80%	499	63.9% ( 319)	1.76%
情報通信業	0.81%	15	13.3% ( 2)	1.29%
運輸業・郵便業	1.99%	46	52.2% ( 24)	1.81%
卸売業・小売業	1.46%	162	37.0% ( 60)	1.41%
金融業・保険業・不動産業	1.42%	27	22.2% ( 6)	1.66%
宿泊業、飲食サービス業	1.80%	20	70.0% ( 14)	1.65%
生活関連サービス業、娯楽業	1.66%	42	31.0% ( 13)	1.79%
医療・福祉	2.06%	137	60.6% ( 83)	1.95%
サービス業	1.41%	64	62.5% ( 36)	1.54%

「達成企業割合」欄の( )は企業数

#### (4) 法定雇用率達成企業の状況

障害者の法定雇用率達成企業は、1,094社中589社で、前年の623社より34社減少した。達成企業の割合は53.8%となり、前年の54.1%を0.3ポイント下回った。

また、未達成企業505社のうち、雇用不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業)は、359社と未達成企業のうち71.1%を占め、前年の365社(69.1%)より未達成企業のうち1人不足企業の占める割合は2.0ポイント増加した。

## 2 岐阜県の公的機関の障害者雇用状況

### (1) 岐阜県知事部局

岐阜県知事部局(法定雇用率2.1%)の実雇用率は2.12%(全国平均2.49%)で、前年と同率だったものの、障害者数は3人減少した。

他の都道府県と比べると、岐阜県の雇用率は41位で、昨年と同位であった。

項目	20年	21年	前年増減	全国(21年)
算定基礎の職員数	5,757人	5,621人	136人	257,667人
障害者数	122.0人	119.0人	3.0人	6,404.0人
実雇用率	2.12%	2.12%	0	2.49%
不足数	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人

(2) 岐阜県警察本部

岐阜県警察本部（法定雇用率 2.1%）の実雇用率は 2.81% で、前年に比べ 0.21 ポイント下回った。

項目	20年	21年	前年増減
算定基礎の職員数	431人	427人	4人
障害者数	13.0人	12.0人	1.0人
実雇用率	3.02%	2.81%	0.21P
不足数	0.0人	0.0人	0.0人

警察官は、算定基礎の職員数に含まれない。

(3) 岐阜県教育委員会

岐阜県教育委員会（法定雇用率 2.0%）の実雇用率は 1.78%（全国平均 1.70%）で、前年に比べ 0.23 ポイント上昇し、障害者数は 24 人増加した。

他の都道府県と比べると、岐阜県教育委員会の雇用率は 18 位で、昨年の 25 位から上昇した。

項目	20年	21年	前年増減	全国(21年)
算定基礎の職員数	11,695人	11,518人	177人	541,403人
障害者数	181.0人	205.0人	24.0人	9,217.0人
実雇用率	1.55%	1.78%	0.23P	1.70%
不足数	52.0人	25.0人	27.0人	1,688.0人

(4) 市町村機関

市町村機関（個別の機関ごとの雇用状況は別紙参照）の実雇用率は平均で 2.25%（全国平均 2.37%）と、前年に比べ 0.12 ポイント上昇し、改善が進んだ。

不足数は 17 人で、前年に比べ 5 人減少した。

なお、未達成機関の数は 11 機関で、前年に比べ 3 機関の減少にとどまった。

項目	20年	21年	前年増減	全国(21年)
対象機関数	57	52	5	2,448
算定基礎の職員数	19,356人	18,943人	413人	946,950人
障害者数	413.0人	427.0人	14.0人	22,417.5人
実雇用率	2.13%	2.25%	0.12P	2.37%
不足数	22.0人	17.0人	5.0人	
未達成機関数	14	11	3	302

- ・ 雇用されている障害者の内訳  
岐阜県（知事部局）・岐阜県警察本部・岐阜県教育委員会

項目	20年	21年	前年増減
身体障害	312人	330人	18人
知的障害	2人	6人	4人
精神障害	2.0人	0.0人	2.0人
合計	316.0人	336.0人	20.0人

#### 市町村の機関

項目	20年	21年	前年増減
身体障害	364人	363人	1人
知的障害	41人	53人	12人
精神障害	8.0人	11.0人	3.0人
合計	413.0人	427.0人	14.0人

### 3 今後の取組

- (1) 民間企業に対しては、雇入れ計画作成企業、1人不足企業を重点に指導するほか、平成22年7月から短時間労働者が雇用率制度の対象となること及び除外率設定業種において一律10%引き下げられることから影響を受ける企業を中心に周知、指導を行う。
- (2) 民間企業に対しては、障害者雇用において拡充された特定求職者雇用開発助成金などの助成金（奨励金）を活用し、雇用を促進する。
- (3) 未達成の公的機関に対して指導を強化する。
- (4) 知的障害者の雇用促進のために、公的機関、民間企業へ職場実習の受入れについて働きかけ、実習後の就職を促進する。

また、公的機関へはチャレンジ雇用への取組を促す。

チャレンジ雇用とは、1年以内の期間を単位として、各省庁・各自治体において、非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験を踏まえ、ハローワーク等を通じた一般企業等への就職を実現するもの。

- (5) 福祉・教育施策と雇用施策の一層の連携強化によるネットワークの構築により、福祉的就労から一般雇用への移行を促進する。

【参考】 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	.....	一般の民間企業 .....	1 . 8 %
		( 5 6 人以上規模の企業 )	
		特殊法人 .....	2 . 1 %
		[ 労働者数 4 8 人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人 ]	
○ 国、地方公共団体	.....		2 . 1 %
		( 4 8 人以上規模の機関 )	
都道府県等の教育委員会	.....		2 . 0 %
		( 5 0 人以上規模の機関 )	

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

障害者実雇用率と雇用率達成企業の割合(岐阜労働局)

